

平成 26 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代表者名 代表取締役社長 富士本 淳
(JASDAQ・コード 6425)
問合せ先 広報・IR 室
電話番号 03-5530-3055 (代表)

刑事告訴等に関するお知らせ

当社は、当社取締役会長岡田和生とともに、平成26年4月24日、Wynn Resorts Limited (NASDAQ: WYNN、以下「ウィン・リゾーツ社」といいます) 及び同社CEOスティーブン・A・ウィンを、名誉毀損、信用毀損及び風説の流布の各被疑事実に基づき、東京地方検察庁に刑事告訴・告発し、受理されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 告訴・告発の概要

被告訴人兼被告発人	告訴に係る被疑事実	告発に係る被疑事実
ウィン・リゾーツ社	該当なし	風説の流布 (金融商品取引法158条、197条1項5号)
スティーブン・A・ウィン	名誉毀損 (刑法230条1項) 信用毀損 (233条)	風説の流布 (金融商品取引法158条、197条1項5号)

2. 告訴・告発の経緯

当社は、平成24年2月21日付「ウィン・リゾーツ社 (NASDAQ: WYNN) のプレスリリースについて」及び同月22日付「ウィン・リゾーツ社 (NASDAQ: WYNN) に対する当社グループの見解について」にてお知らせしたとおり、ウィン・リゾーツ社が当社及び当社子会社 (Aruze USA Inc.) をウィン・リゾーツ社の株主として不適格であると判断したこと、並びに、ウィン・リゾーツ社が、当社子会社 (Aruze USA Inc.) が保有するウィン・リゾーツ社株式を大幅にディスカウントして強制的に買い戻す決定を行ったことに対し、断固として対抗し法的措置を講じるべく、慎重に調査・検討を重ねてまいりましたが、平成26年4月24日、東京地方検察庁に、ウィン・リゾーツ社及び同社CEOスティーブン・A・ウィンの前記1.記載の各被疑事実につき、刑事告訴又は告発をそれぞれ行い受理されました。

なお、平成24年3月13日付「ウィン・リゾーツ社 (NASDAQ: WYNN) に対する訴訟の提起について」及び平成24年8月28日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社及び当社子会社らは、ウィン・リゾーツ社及びスティーブン・A・ウィンらに対し、米国ネバダ州において2012年3月12日 (現地時間) 付で、日本において平成24年8月28日付で、損害賠償等を求める民事訴訟をそれぞれ提起しており、いずれも現在係争中です。

3. 当社の業績に与える影響について

本告訴の受理による当社業績への影響はありません。今後開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

以上